

帯広市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 18 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第22号

帯広市職員給与条例の一部を改正する条例

帯広市職員給与条例（昭和28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4）個人型確定拠出年金の掛金

第29条第1項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果、基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況等に応じて、規則で定めるところにより」に改め、同条第2項中「規則で定める割合」を「市長が規則で定める基準に従って定める割合」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の2の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。